

がいようばん
概要版

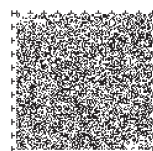
だい き ひがし ひろ しま し しょうがい ふく し けい かく およ
第6期 東広島市 障害福祉計画 及び
だい き ひがし ひろ しま し しょうがい じ ふく し けい かく
第2期 東広島市 障害児福祉計画

れい わ ねん ど ねん ど
令和3年度～5年度

れい わ ねん がつ
令和3年3月

ひがし ひろ しま し
東広島市

この冊子には、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを貼付しています。⇒
専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリ等で読み取ると、記録されている情報
を音声で聞くことができます。



東広島市障害福祉計画・東広島市障害児福祉計画とは

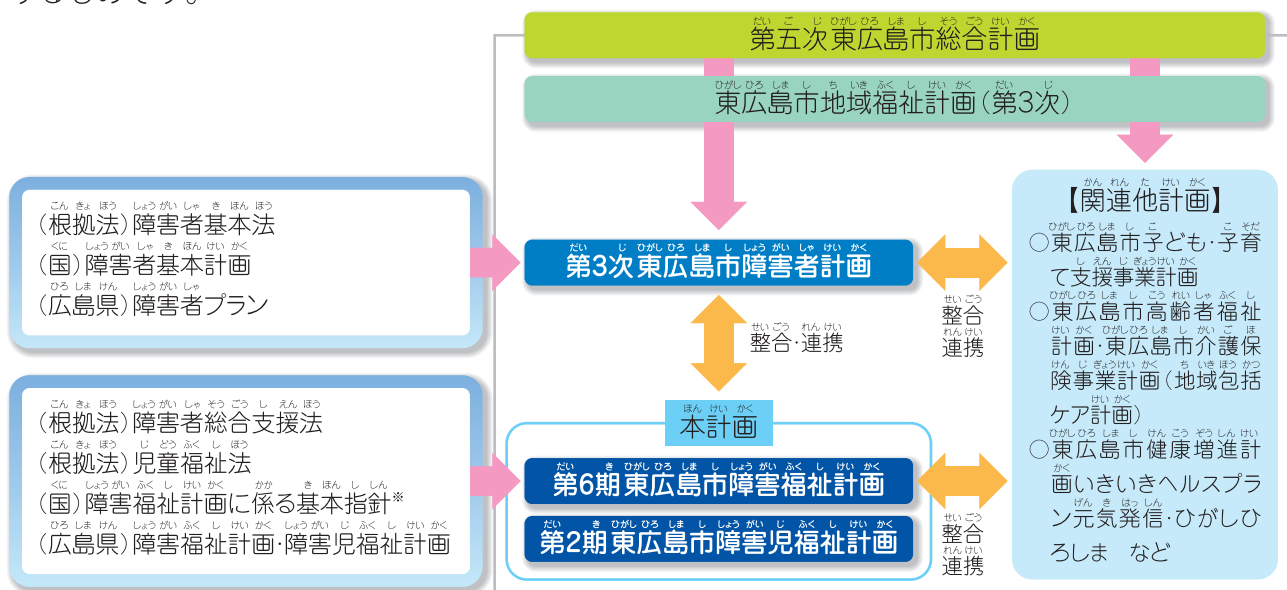
「障害福祉計画」とは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

「障害児福祉計画」とは「児童福祉法」第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児支援に向けたサービス提供体制の整備等を定める計画です。

「第6期東広島市障害福祉計画及び第2期東広島市障害児福祉計画（本計画）」は、障害福祉計画と障害児福祉計画の双方の調和が保たれるよう、一体的に策定するものです。

本市における計画の位置付け

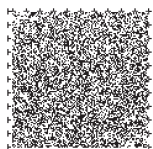
本計画は、国の地域共生社会の実現に向けた考え方や方針などを踏まえつつ、本市の上位計画である「第五次東広島市総合計画」の方針に基づき「東広島市地域福祉計画（第3次）」や障害者基本法に基づく「第3次東広島市障害者計画」をはじめ、関連する他の部門計画との整合にも配慮するものです。



※障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省告示第213号）

計画の期間

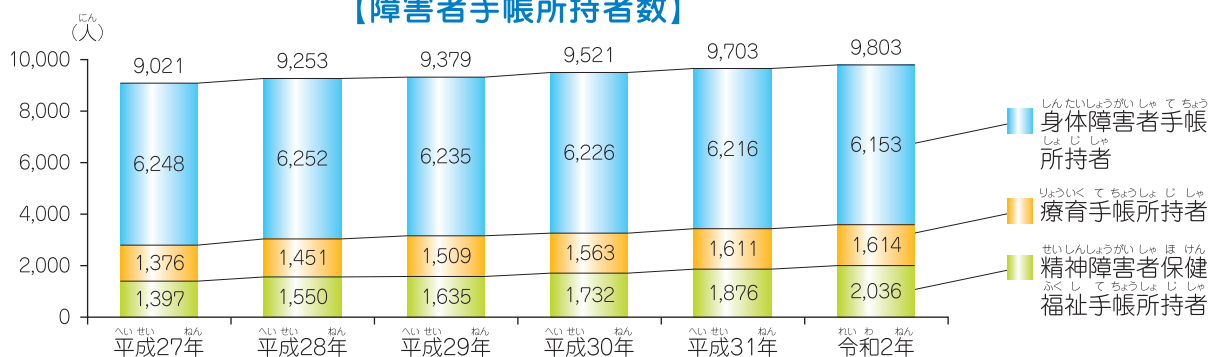
本計画の期間は令和3年度から令和5年度までの3年間です。



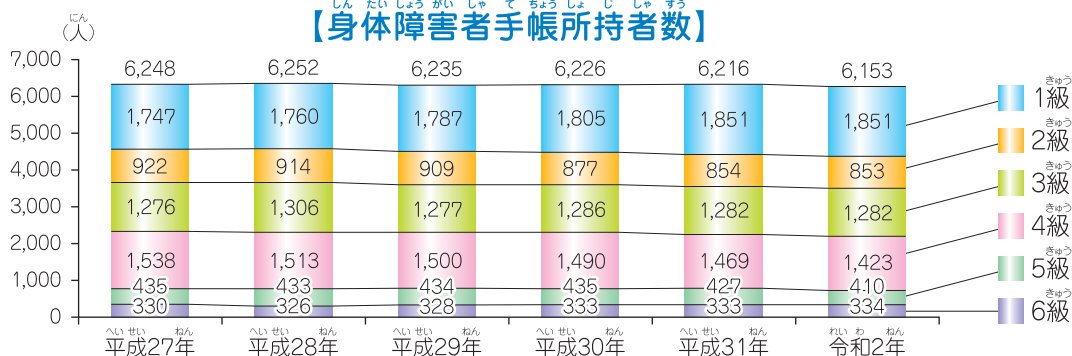
障害者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、緩やかな増加で推移しており、令和2年は9,803人となっています。
「身体障害者手帳所持者」が6,153人、「療育手帳所持者」が1,614人、「精神障害者保健福祉手帳所持者」が2,036人となっています。

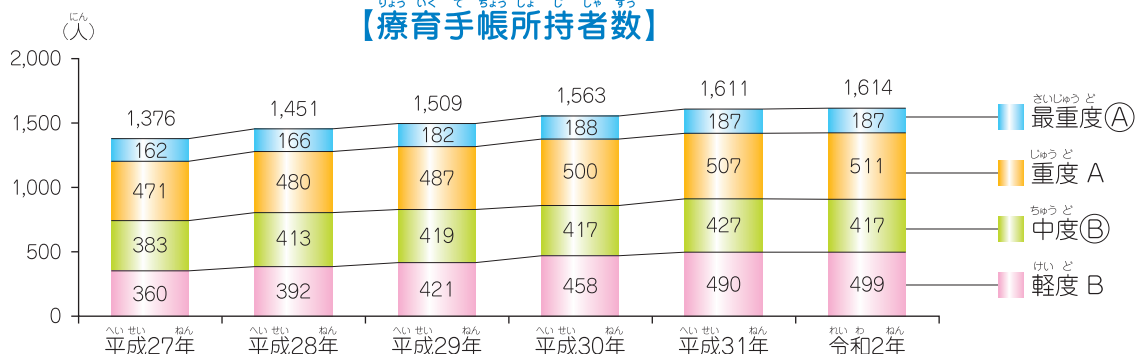
【障害者手帳所持者数】



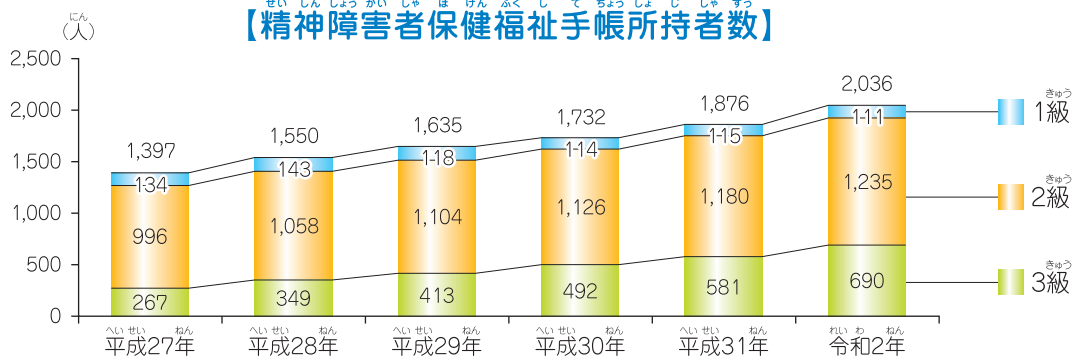
【身体障害者手帳所持者数】



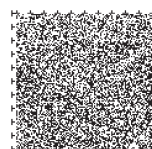
【療育手帳所持者数】



【精神障害者保健福祉手帳所持者数】



資料:障害福祉課(各年4月1日現在)



計画の策定方法

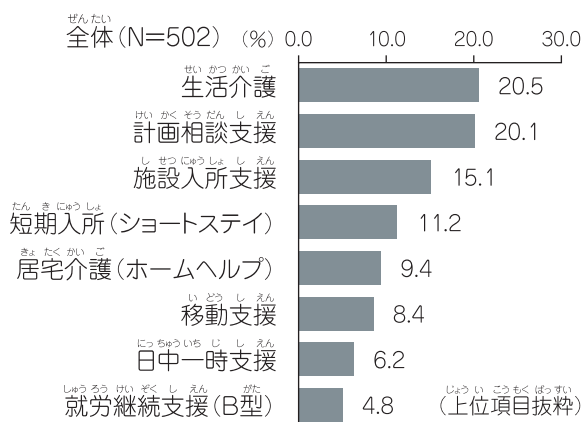
- 東広島市障害者計画等審議会における審議及び市民意見の反映
- 市民アンケート調査の実施

調査対象	市内に住所を有する障害者手帳所持者及び福祉サービス利用者
調査期間	令和2年8～9月
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
配布数	2,000人(18歳以上1,500人、18歳未満500人)
有効回収数	672票(18歳以上502人、18歳未満170人)
有効回収率	33.6%(18歳以上33.5%、18歳未満34.0%)

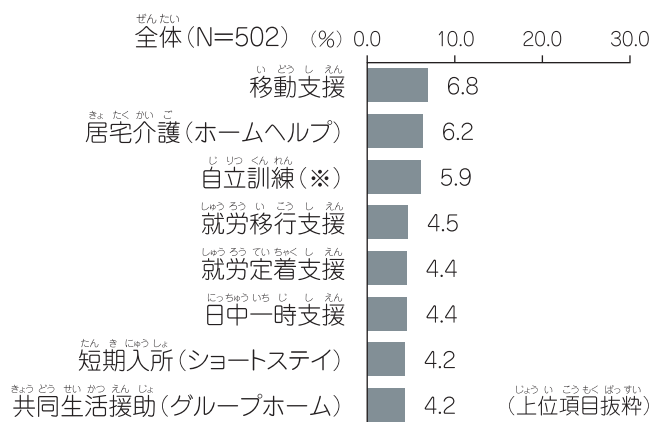
アンケート結果の概要

18歳以上調査結果(抜粋)

【利用している障害福祉サービス】



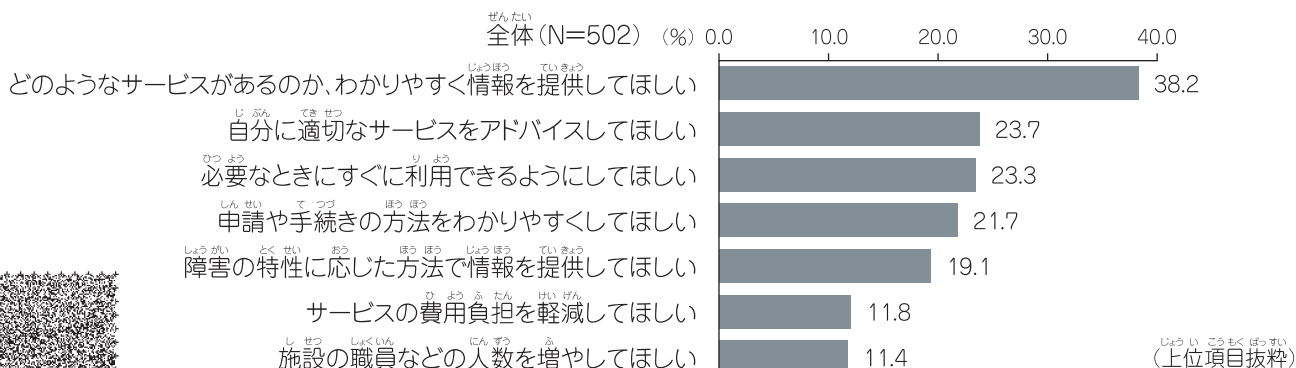
【今後利用したい障害福祉サービス】



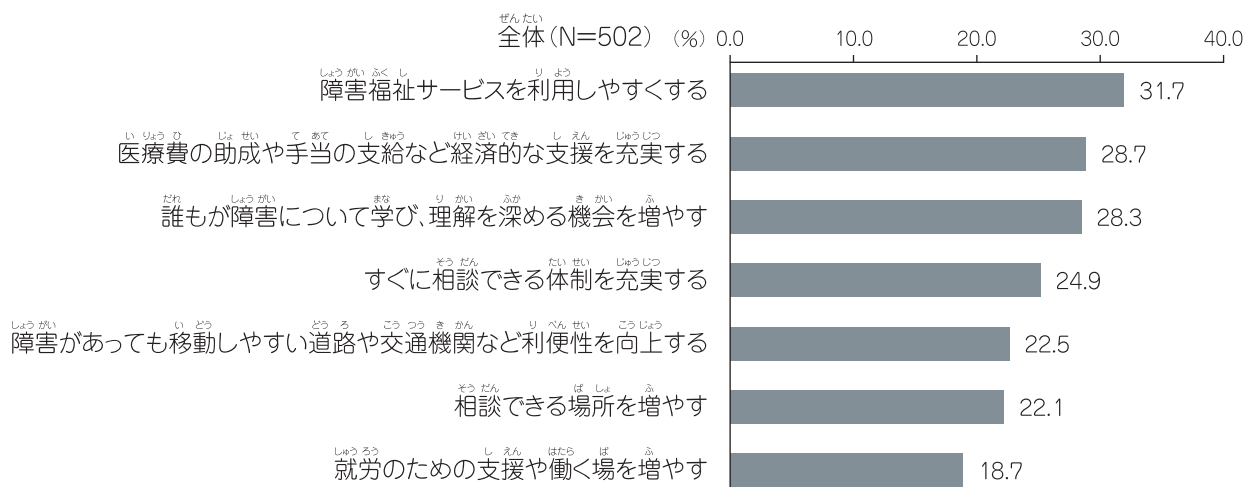
※自立訓練(機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練)

注:今後利用したいサービスについて「自立訓練」「就労移行支援」「短期入所」は、64歳以下(n=354)で集計した割合。

【障害福祉サービスを利用しやすくするために必要なこと】

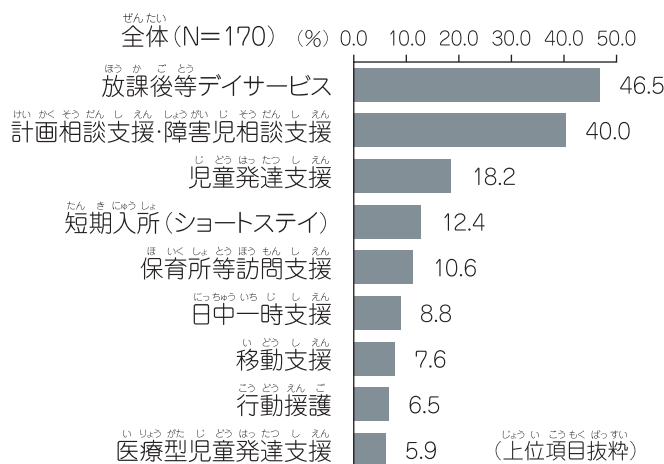


【行政が取り組むべきこと（上位項目抜粋）】

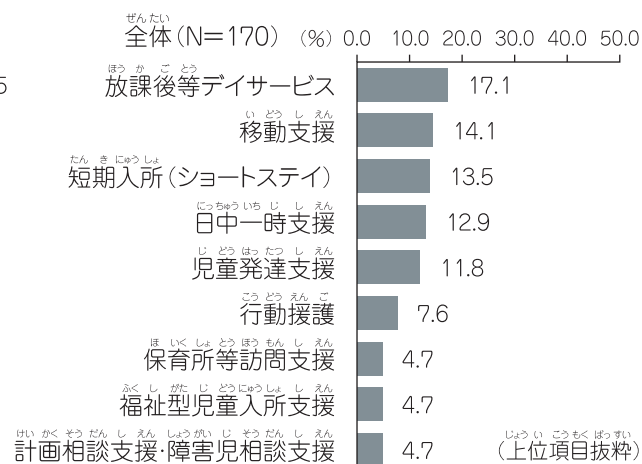


18歳未満調査結果（抜粋）

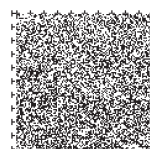
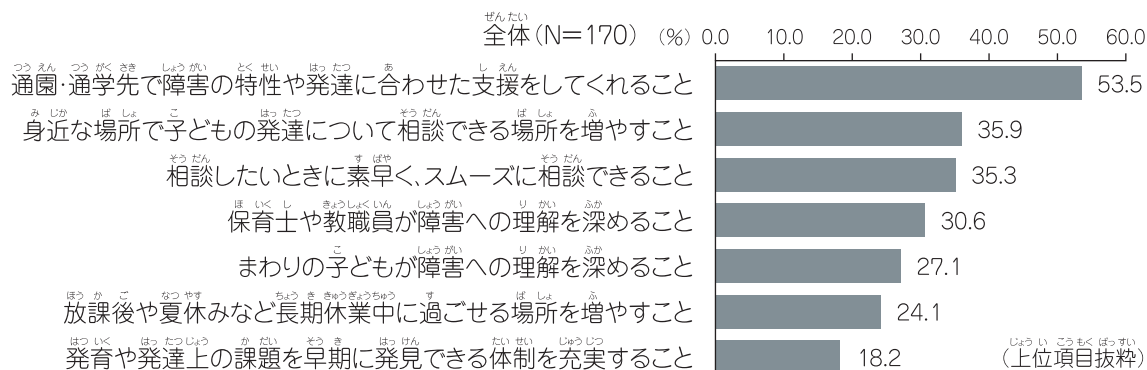
【利用している障害福祉サービス】



【今後利用したい障害福祉サービス】

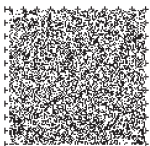


【支援が必要な子どもに必要なこと】



成果目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行	
①施設入所者の地域生活への移行	令和元年度末時点の施設入所者数186人に対して、令和5年度末までに4人(2.2%)が地域で暮らすことを目指します。
②施設入所者の削減	令和元年度末時点の施設入所者数186人に対して、令和5年度末までに施設入所者数を4人(2.2%)減らすことを目指します。
(2) 地域生活支援拠点等有する機能の充実	
令和5年度末までに地域生活支援拠点等(システム)が有する機能の充実に向けた検証及び検討を年2回行います。	
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	
【就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標】	
●令和5年度までに38人が一般就労することを目指します。	
●就労移行支援事業利用者から、令和5年度に23人が一般就労することを目指します。	
●就労継続支援A型事業利用者から、令和5年度に6人が一般就労することを目指します。	
●就労継続支援B型事業利用者から、令和5年度に9人が一般就労することを目指します。	
【就労定着支援事業に関する目標】	
●令和5年度までに一般就労に移行する38人のうち26人の就労定着支援利用者数を目指します。	
●就労定着支援事業所については、令和5年度までに、就労定着支援事業所1箇所の設置を目指します。	
(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を年12回開催します。また、入所施設等から地域生活への移行、地域での定着支援などを推進します。	
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	
●令和5年度末までに、児童発達支援センターを2箇所設置します。	
●保育所等訪問支援が利用できる事業所数の充実を図ります。	
●令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を4箇所、放課後等デイサービス事業所を5箇所整備します。	
●医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係者による協議の場及びコーディネーターを活用します。	
(6) 相談支援体制の充実・強化等	
令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。	
(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	
令和5年度末までに、障害福祉サービス等に係る市職員の研修への参加を通じて、サービスの質の向上を図ります。	
(8) 発達障害者等に対する支援	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数について、年間38人、ペアレントメーターの人数について、年間11人を目指します。	



第6期障害福祉計画

障害福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障害者を取り巻く現状の変化や前期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障害者ニーズの分析などを踏まえて、次の通り設定します。

(1) 訪問系サービス

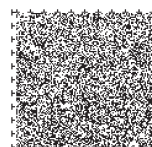
【訪問系サービスの見込量】

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人/月	190	190	191	193	203	211
	時間/月	3,728	3,892	3,913	4,008	4,128	4,251
重度訪問介護	人/月	5	3	3	4	4	4
	時間/月	1,083	223	189	223	223	223
同行援護	人/月	12	15	15	18	22	26
	時間/月	268	229	220	322	386	463
行動援護	人/月	90	74	89	82	91	101
	時間/月	874	693	736	882	996	1,125
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合 計	人/月	297	282	298	297	320	342
	時間/月	5,953	5,037	5,058	5,435	5,733	6,062

※令和2年度の実績値は見込

【見込量の確保の方策】

- 安定したサービス提供ができるよう、サービス提供従事者の確保が必要です。広島県と連携して各種研修会等の情報をサービス提供事業所等に提供します。
- サービスの量的な確保だけでなく、質の向上のため、ホームヘルパーのスキルアップのための事業を実施します。また、自立支援協議会のヘルパー支援部会において、情報の共有やスキルアップを図ります。



(2) 日中活動系サービス

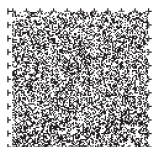
【日中活動系サービスの見込量】

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	547	540	555	563	580	597
	人日/月	8,746	8,961	8,813	9,096	9,459	9,837
自立訓練 (機能訓練)	人/月	8	5	2	2	2	2
	人日/月	131	52	31	31	31	31
自立訓練 (生活訓練)	人/月	22	46	41	46	46	46
	人日/月	231	439	386	439	439	439
就労移行支援	人/月	42	30	35	37	37	37
	人日/月	716	551	589	663	663	663
就労継続支援 (A型)	人/月	77	69	72	77	77	77
	人日/月	1,642	1,468	1,378	1,642	1,642	1,642
就労継続支援 (B型)	人/月	327	336	351	361	371	382
	人日/月	5,236	5,757	5,427	6,332	6,965	7,661
就労定着支援	人/月	0	2	0	5	7	10
	人日/月	0	2	1	5	7	10
療養介護	人/月	34	31	30	36	37	39
	人日/月	1,054	954	918	1,080	1,110	1,170
短期入所 (福祉型)	人/月	107	86	65	123	141	162
	人日/月	431	488	518	551	622	702
短期入所 (医療型)	人/月	13	11	14	13	13	13
	人日/月	43	39	49	53	58	64

※令和2年度の実績値は見込

【見込量の確保の方策】

- 東広島市自立支援協議会等を通じて、日中活動系サービスのニーズの把握に努めるとともに、そのニーズに対応できるようサービス提供体制の確保や施策の検討を行います。
- 市内企業等を対象に障害者雇用の理解を深めるための意識啓発を行います。また、広島県、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、障害者雇用の促進するための情報提供に努めます。
- 障害者就業・生活支援センターや特別支援学校等教育機関など関係機関と連携を図るとともに、障害者相談支援センターにおける就労相談や就労体験実習等により、障害者の就労促進を図ります。
- 就労定着支援は、一般就労に移行した方が職場に長く定着できるよう、サービス提供事業者と連携して、サービスの啓発や利用促進に努めます。
- 短期入所は、家族介護の負担軽減や自宅で介護する人が病気の場合などに重要なサービスであることから、事業所へのサービス充実に向けた働きかけ等を行います。



(3) 居住系サービス

【居住系サービスの見込量】

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	2	2	2
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	114	110	116	128	143	160
施設入所支援	人/月	191	186	183	182	182	182

【見込量の確保の方策】

※令和2年度の実績値は見込

- 自立生活援助については、社会福祉法人等に対して適切な情報提供を行うなどしながら、必要な実施体制と見込量の確保に努めます。
- 社会福祉法人等へグループホームの整備を働きかけ、情報提供を行います。
- 施設入所支援については、新規入所時に関係機関等によるケア会議を行い、地域生活への移行の視点を踏まえた適切な支援を行います。

(4) 相談支援

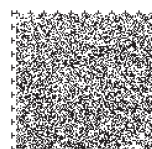
【相談支援等の見込量】

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	208	238	261	271	309	352
地域移行支援	人/月	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	8	10	9	10	10	10

【見込量の確保の方策】

※令和2年度の実績値は見込

- サービス等利用計画においては、利用者の状況や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持った障害福祉サービス等が提供されるよう配慮して策定するとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行います。
- 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の充実のため、基幹相談支援センターや自立支援協議会の相談支援事業所連絡会において情報や方法の共有化を図り、相談支援事業者の相談支援技術の機能強化などの支援を行えるよう努めます。



(5) 地域生活支援事業

① 必須事業

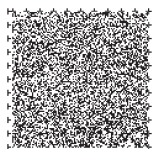
【必須事業の見込量】

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	同左	同左
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	同左	同左
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター設置	設置の有無	設置	設置	設置	同左	同左
	基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	同左	同左
	住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	同左	同左
	成年後見制度利用支援事業	人/年	7	8	11	13	15
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	—	—	—	—	—
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/月	36	22	32	32	32
	手話通訳者設置事業	人/月	2	3	3	3	3
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	18	17	17	18	18
	自立生活支援用具	件/年	40	42	39	42	42
	在宅療養等支援用具	件/年	27	47	37	47	47
	情報・意思疎通支援用具	件/年	17	24	21	24	26
	排せつ管理支援用具	件/年	3,083	3,244	3,106	3,300	3,300
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	6	6	7	7	7
手話奉仕員養成研修事業		人/年	44	29	7	20	20
移動支援事業	人/月	221	146	157	214	242	270
	時間/月	1,223	996	1,060	1,475	1,679	1,883
地域活動支援センター事業	箇所	3	3	3	3	3	3
	人/月	416	248	177	248	248	248

※令和2年度の実績値は見込

【見込量の確保の方策】

- 理解促進研修・啓発事業は、市民に対して広く障害者等への理解を深めるための講演会等、広報活動を実施します。
- 相談支援事業は、東広島市子育て・障害総合支援センター（はあとふる）を地域の相談支援拠点とし、機能の充実を図ります。
- 成年後見制度利用支援事業や成年後見制度法人後見支援事業は、東広島市社会福祉協議会と連携して引き続き実施します。
- 意思疎通支援事業は、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を実施するとともに、手話奉仕員養成研修事業の実施などにより、奉仕員の確保に努めます。また、手話通訳者養成研修などの情報提供を行うことにより、派遣事業における登録通訳者の確保に努めます。



第2期障害児福祉計画

(1) 障害児支援

① 障害児通所支援

【障害児通所支援の見込量】

サービス種類	単位	第1期実績値			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	286	284	262	286	286	286
	人日/月	1,423	1,417	1,457	1,451	1,480	1,510
医療型児童発達支援	人/月	16	16	14	16	16	16
	人日/月	143	135	100	152	152	152
放課後等デイサービス	人/月	979	680	1,122	1,136	1,318	1,529
	人日/月	4,538	5,076	5,474	5,491	6,644	8,039
保育所等訪問支援	人/月	4	6	5	7	7	7
	人日/月	4	6	5	7	7	7
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	2	4	6
	人日/月	0	0	0	20	40	60

【見込量の確保の方策】

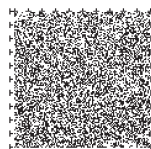
※令和2年度の実績値は見込

- 障害児が身近な地域で支援が受けられるよう、児童発達支援など障害児通所支援について事業所へのサービス充実に向けた働きかけ等を行います。
- 発達に障害のある子どもの早期発見・支援を進めるため、発達障害支援コーディネーターを「東広島市子育て・障害総合支援センター（はあとふる）」に配置し、相談支援の強化を図るとともに、保育所や幼稚園においては、巡回相談を行うほか、母子保健施策等との連携を図ります。
- 自立支援協議会のこども部会において、福祉・教育等の関係機関と連携を図りながら、発達障害の特性を持つ子ども等の支援について協議を行います。

② 障害児相談支援等

【障害児相談支援等の見込量】

サービス種類	単位	第1期実績値			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人/月	75	99	118	131	173	228
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	人	0	1	1	1	1	1



※令和2年度の実績値は見込

【見込量の確保の方策】

- 障害児や家族の状況や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持った障害児支援利用計画が安定して提供されるようサービス充実に向けた働きかけ等を行います。
- 福祉サービス利用援助、社会生活力向上支援、社会資源利用援助、専門機関紹介等を行います。
- 基幹相談支援センターや自立支援協議会のこども部会において情報や方法の共有化を図り、障害児相談支援事業者の相談支援技術の機能強化などの支援を行えるよう努めます。
- 医療的ケア児に対する関連分野の連携の一層の推進については、保健、医療、障害福祉、保育、教育など関連する分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進し、増加するニーズに対応できるよう努めます。

(2) 障害児の子ども・子育て支援等

【障害児の子ども・子育て支援等の見込量】

しゅべつ 種別	たんい 単位	だい 1 期実績値			だい 2 期見込量		
		へいせい 30 年度	れい わ 元 年度	れい わ 2 年度	れい わ 3 年度	れい わ 4 年度	れい わ 5 年度
ほ いくしょ えん 保育所(園)	にん 人/月	152	177	181	181	181	181
にんてい 認定こども園	にん 人/月	33	36	52	52	52	52
ほう か ご じ どう 放課後児童 健全育成事業	にん 人/月	200	150	200	200	200	200

※令和2年度の実績値は見込

【見込量の確保の方策】

- 特別な支援が必要な子どもについて、保育所(園)や放課後児童クラブ等での受け入れ体制を整え、健全な心身の発達を促します。
- 医療的ケアが必要な子どもについても、個々の障害に応じた総合的な支援体制の充実を目指します。
- 「東広島市子ども・子育て支援事業計画」における施策や取組との連携、調整を図りながら、障害児への支援を総合的に推進します。

第6期東広島市障害福祉計画及び第2期東広島市障害児福祉計画

概要版

東広島市健康福祉部障害福祉課

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 本館1階

電話：082-420-0180 FAX：082-420-0181

